

令和8年度 新居浜市奨学生募集要領

1 出願資格

3年以上新居浜市に居住する人の子弟で、高等学校、高等専門学校または大学（短大・専修学校専門課程を含む）に入学予定、または在学し、その学資の支弁が困難な人で、次の項目全てに該当する人

- (1) 学業が優秀で性行が善良
- (2) 身体が健康
- (3) 他の育英または奨学等の趣旨による学資の貸与を受けていない
- (4) 新居浜市に住所を有する連帯保証人が2人（親権者・後見人等1人および親権者・後見人等とは別の生計を営む成年者1人）いる
- (5) 親権者等に市税等の滞納（市税の他、市営住宅家賃や水道料金等、市に対する債務）がない

2 家計・成績基準

令和7年度より
日本学生支援
機構の第一種
奨学金の基準を
緩和した独自基
準を設けました!

区 分	選考基準
家計基準	日本学生支援機構の無利子の貸与奨学金（第一種奨学金）の 収入基準の1.1倍 に相当する額以下であること
成績基準	中学校、高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、 5段階評価で3.0以上 であること

※ 上記基準を満たしても、申請者数が募集人数を超える場合は不採用となる場合があります。

3 募集人数・貸付金額

令和7年度より
大学生への貸
付金額を増額し
ました!

区分	募集人数	貸付金額
高等学校	3人	月額 8,000円
高等専門学校	3人	1年～3年 月額 10,000円 4・5年および専攻科 月額 18,000円
大学（短大・専修学校専門課程を含む）	5人	月額 45,000円

4 願書受付期間

令和8年2月2日（月）から3月27日（金）まで（土・日・祝日を除く 8:30～17:15）
受付窓口：新居浜市教育委員会事務局 学校教育課（本庁5階）

5 出願に必要な書類

- ①奨学生願書
- ②奨学生推薦調書
- ③源泉徴収票または確定申告の写し
（同一世帯内で収入がある人の全員分が必要）
- ④個人情報確認同意書

（※**本人確認書類（裏面参照）**を添えて提出することにより、
新居浜市が発行する住民票等（下表）の添付を省略できます。
同意書を提出されない場合は、次の書類の提出が必要です。）



①②④の様式
ダウンロード

必要書類	注意事項	交付場所
住民票	世帯全員分、続柄記載のあるもの	市役所1F市民課 別子山支所
納税証明書	同一世帯内で収入がある人の全員分が必要	市役所2F税務総合窓口 別子山支所
令和7年度（令和6年分） 市県民税所得・課税証明書	「市民税調整控除額」の記載があるもの（窓口で申し出必要）	

本人確認書類とは…？

「個人情報確認同意書」に記載された人のうち、世帯主及び収入のある人全員について本人確認書類の写しの提出が必要です。

1点でよい本人確認書類（官公署発行の顔写真付きの身分証明書）

運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード など

2点以上必要な本人確認書類（下のAから2つ、またはAとBから1つずつ）

A：健康保険証、介護保険証、年金手帳 など

B：社員・学生証、本人名義の預金通帳、キャッシュカード、診察券 など

6 奨学生の決定

令和8年5月に開催予定の定例教育委員会で決定し、結果通知を郵送します（選考は、家庭状況・収入状況等により総合的に判断します）。

採用された場合、契約には連帯保証人2人の署名・押印（印鑑登録証明書の印）が必要です。

また、「収入・資産等の調査に関する同意書」も合わせてご提出いただきます（返還が滞った場合にのみ、債権回収業務に必要な範囲で利用されます）。

詳細は結果通知書とともに送付する説明文書をご参照ください。

7 奨学金の貸付時期（予定）

4～6月分・・・ 6月20日（次年度からは4月20日）

7～9月分・・・ 7月20日

10～12月分・・・ 10月20日

1～3月分・・・ 1月20日

※貸付日が土、日、祝日にあたる場合は、直前の金融機関営業日となります。

8 奨学金の返還

- （1）卒業後満1年後から15年以内に月賦、半年賦または年賦によって返還していただきます。
- （2）貸付けは無利子ですが、正当な理由なく期限内に返還されない場合は、民法に規定する法定利率（令和8年2月現在：年3%）の割合で遅延利息が課せられます。
- （3）連帯保証人は奨学生と同等の債務責任を負いますので、奨学生が返還を怠った場合などは、連帯保証人に返還していただきます。

9 注意事項

- （1）他の「貸付型」奨学金（日本学生支援機構奨学金など）の申請をしている人でも、新居浜市奨学資金の申請をすることは可能です。ただし、併給はできませんので、新居浜市奨学資金が採用になり、他の「貸与型」奨学金も採用になった場合は、どちらかを辞退していただきます。
- （2）他の「給付型」奨学金との併給は可能です。
- （3）新居浜市青野記念奨学資金（一部給付型）と併願する場合は、出願書類は1セットでかまいません。ただし、併給はできません。
- （4）申請書の記入は必ずボールペンを使用し、消すことができるペンや修正液などは使用しないでください。
- （5）ご提出いただいた書類は原則返却いたしませんので、ご了承ください。
- （6）保護者が新居浜市外へ転出した場合は、奨学金は廃止となり、翌月から返還が開始されます。